

Rotary Club of AMA weekly report.



2021~2022年度
国際ロータリーテーマ

奉仕しよう
みんなの人生を
豊かにするために



2021-2022年度 R I 会長 シェカール・メータ

第2760地区ガバナー 齋名 俊裕

会長 家田 安啓 副会長 谷川 浩司

幹事 中島 英之

例会日 毎週月曜

例会場 名鉄グランドホテル

[公共イメージ向上委員会]

委員長 稲垣 秀樹 副委員長 神戸 利

委員 浅野多喜男・古川 宏・後藤製綾美・

池崎 靖美・西川 広樹・田中 正博

【事務所】〒453-0015 名古屋市中村区椿町17番16号 丸元ビル TEL(052)451-6617 FAX(052)451-6710 e-mail : kk01-ama@eos.ocn.ne.jp

2022年 5月30日（晴れ） 第4週 第2387回例会

Song "それでこそロータリー"

Visitor 中野義光君・相羽あつ子君（津島RC）

Attendance

会員	67名	欠席	8名	出席率	87.88%
----	-----	----	----	-----	--------

President Time

家田安啓 会長



今日は、DNA鑑定について、お話ししたいと思います。先ごろ、行方不明だった子供の骨のDNA鑑定で、本人だと特定されたという報道がありました。DNA鑑定は、被害者の特定や犯罪者の捜査、親子関係の証明などのために利用されていますが、目に見えない世界の話であり、その結果をどこまで信用してよいものか疑問がないわけではありません。これまで、仕事上は正しいものとして受け入れていましたが、やや反省すべきかもしれません。DNAというのは、デオキシリボ核酸といわれるものの略語です。それだけではどのようなものか、イメージできないと思います。私たちの体全体を考えると、酸素、水素、炭素、窒素でほぼできていることになります。分子的には、水、糖質、脂質、タンパク質、核酸でできているといわれます。このうち、

タンパク質と核酸が情報高分子と言われ、大きめの分子に情報が詰め込まれています。この核酸というもののうち、DNAといわれる「デオキシリボ核酸」は、デオキシリボース（5炭糖）とリン酸、4種類の塩基から構成されている核酸です。この4種類の塩基というのは、アデニン、グアニン、シトシン、チミンという名前で呼ばれています。ここで、化学的な説明から生物学的な説明に戻って、細胞の話から始めます。私たちはたくさんの細胞からできている多細胞生物です。細胞というのは、生命の小さな単位です。皮膚細胞とか神経細胞とか様々ですが、細胞の中に細胞核というものがあります。その細胞核の中に染色体というものがあって、人の場合は、23対、46本です。この染色体は、DNAが太く折りたたまれたものだそうです。DNAという分子の太さは、髪の毛の4万分の1で、長さは1.8メートルであり、それが折りたたまれて細胞の中に染色体として存在するという説明です。DNAは、2重らせんの状態で、塩基の配列により、様々な情報が保存されていますが、これらの情報のうち、遺伝情報と言われるものは、3%から5%程度であるようです。また、ヒトゲノムという情報が解析されていますが、1本の染色体に30億の塩基配列が

Today 6月13日（第2388回）

担当 篠田耕伸 保健委員長

演題 卓話

保健委員会

Next Week 6月20日（第2389回）

担当 小倉廣三 親睦活動委員長

演題 創立記念夜間例会 18:00

（お昼の例会振替）

あるそうです。目に見えないほどの小さなところに途方もない情報が存在する訳ですが、このようなものが、私たちの体の中にあると思ってください。その上で、これをどのように判別するかというのがDNA鑑定です。方法としては、鑑定対象の資料の中からDNAを抽出します。ただし、全部ではありません。DNAの分子のうちの一部を切り取って、薬品等で増幅します。ある程度増えたところで、判定作業に入ります。その判断の基準は、塩基配列の繰り返しの回数だそうです。人によって、この繰り返しの数が違うようで、それにより判断した結果がDNA鑑定となります。そのため、「DNAが一致した」といっても、30億もある塩基配列が一致したものではありません。DNAのごく一部のパターンが一致したため、確率的に本人であるとか、親子であると推定されるということなのです。DNA鑑定ではなく、DNA型鑑定と表現する人もいるようで、鑑定の結果としてはDNAが一致したといった表現がみられるものの、実際にDNAのすべてが一致するかを調べた結果ではありません。DNAのごく一部の分析からパターンの一致・不一致を判定し、確率論的に推定したものにすぎないようです。正しくは、どういう分析が行われ、何がどう一致したのかを確認しないと評価を誤りかねないものようです。これ自体の正確性の問題とは別に、採取ミスとか、試料の取違えなどのヒューマンエラーの可能性も指摘されています。有名な例として、DNA採取に使う綿棒に、綿棒を作成した工場労働者のDNAが付着していたケースで、捜査当局が複数の重大事件でこの同一のDNAを検出したため、2年にわたって当該DNAの持主を捜査し続けたことがあるようです。DNA鑑定を受けなければならない立場に巻き込まれないように、十分に気を付けてください。

Secretary Report

中島英之 幹事

- 1 次週6月6日（月）は定款による休会です。
- 2 6月10日に予定されていた汐止RC40周年にオンラインで参加する例会を予定していましたが、台湾の新型コロナウィルスまん延により中止となりましたので、通常例会を6月13日に開催します。
- 3 第7回次期準備理事会のご案内

日時 6月13日（月）17:00

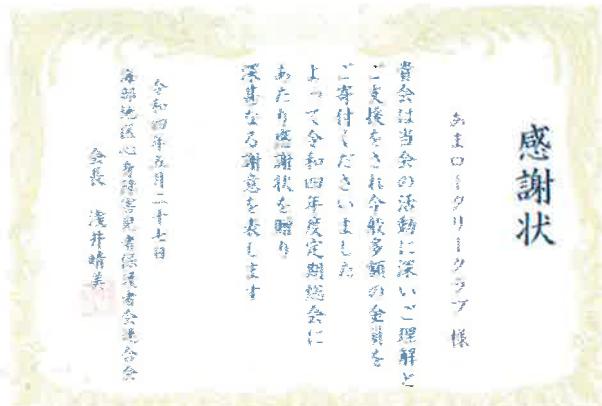
場所 桂の間 名鉄グランドホテル 11F

4 現次合同理事会のご案内

日時 6月13日（月）18:00

場所 桂の間 名鉄グランドホテル 11F

- 5 海部地区心身障害児者保護者会連合会から感謝状が参りました。



津島RCより中野義光次期会長、相羽あつ子次期幹事

三ヨボツクス

ご投函有り難うございます

中野義光君（津島RC）より

家田安啓 会長

本日は5月30日、ゴミゼロの日です。捨てる人がいなければ、いつもゴミゼロのはずなのですが、如何でしょうか。

谷川浩司 副会長

本日の卓話は公正証書遺言についてです。皆様、メモのご用意を。

中島英之 幹事

暑いですね。もうクーラーかけてます。

伊藤正征君

3月6日、災難な事故により約3か月入院した渡辺均君。5月20日にリハビリ病院から退院となりました。杖での生活となりましたが、根性によるリハビリの努力を感じる姿と動きを拝見させていただき、私は感動を覚えました。今のスケジュールは午前中はお仕事、昼からはリハビリ病院へ通院。引き続き応援の程、宜しくお願ひ致します。6月20日創立記念夜間例会には参加の意気込みを聞いています。

加藤憲治君

津島RCの次期中野会長・相羽幹事、当クラブへようこそ。1年間健康に留意してガンバッテ下さい！

栗木和夫君

黒川君、「被害者サポートセンターあいち」への寄付の記事、読みました。素晴らしい活動に見習わなければと思いました。

寺澤正樹君

AGC会ゴルフコンペ、3位に入る事が出来ました。運がよかったです。皆様のおかげです。またよろしくお願ひいたします

後藤裕一君

ニコボックスの皆様、お疲れ様です。コロナもかなり落ち着いてきましたね。4回目のワクチン、打つべきか悩ましくなりました。

伊藤英毅君

久し振りに富田さんの所に電話しました。お元気でしたが、老いると言う事を教えられました。

加藤 徹君

昨日、沼津の深海水族館に行ってきました。野球のグローブの大きさのタツノオトシゴの仲間にびっくり。

児玉憲之君

5月27日（金）あま市美和文化会館にて「海部地区心身障害児保護者会連合会」総会にて助成金を家田会長より手渡ししていただきました。ご参加の皆様、お疲れ様でした。

黒川元則君

昨日は二日酔いで久しぶりに酒を空けました。今日もう飲みたいです。

黒野晃太郎君

詩吟の会に復帰しました。ぼちぼちと続けていくつも

りです。

水野 真君

伊藤英毅君に、再々度お世話になってます。有難う。

水谷安紀君

黒川君、新聞見ました。

小倉廣三君

津島RC次年度中野義光会長・相羽あつ子幹事、ようこそあまRCへ。公証人榎原信次様、本日は卓話よろしくお願ひいたします。

大西晃弘君

津島RC中野次期会長、相羽次期幹事、本日は有難うございます。

田中正博君

ニコボックスの皆様、お疲れ様です。

臼井幹裕君

津島RC次年度中野会長・相羽幹事、ようこそおいでくださいました。頑張っていきましょう。

合 計 50, 000円

卓 話

「公正証書遺言について」

一宮公証役場 公証人 榎原信次氏



公証人

・法務大臣から任命された法律の専門家として、中立・公平な立場において、国の公務である公証事務を担い、国民の権利保護と私的紛争の予防の実現を使命としている。裁判所が事後救済という役割を担っているのに対し、公証

に行う遺言者の意思表示である。

- ・遺言公正証書の件数

11万0191件（平成29年）

11万0471件（平成30年）

11万3137件（平成31年、令和元年）

9万7550件（令和2年）

10万6028件（令和3年）

遺言の種類によるメリット・デメリット

- ・自筆証書遺言メリット

①費用がかからない。

②法務局の自筆証書遺言保管制度を利用する場合は、法務局が保管するので破棄・隠匿されるおそれはない。

③法務局の自筆証書遺言保管制度を利用する場合は、家庭裁判所による検認手続（期日を決めて相続人全員を呼び出す必要があり、海外居住者や行方不明者に対する呼出状の送達に時間がかかる）も不要デメリット ①要件を満たしていないと無効（財産目録以外は全て自署する必要がある上、財産目録にも署名押印が必要、加除訂正の方式も厳格

②法務局の審査は遺言の形式面のみで、遺言の内容には一切及ばない。

遺言の種類によるメリット・デメリット

- ・公正証書遺言メリット

①公証人が作成するため、内容的に適正な遺言ができる。

②遺言者の意思が確認できるから、無効などの主張がなされるおそれが少ない。

③公証人が遺言書を保管するので、破棄・隠匿されるおそれがない。

④家庭裁判所の検認手続が不要

⑤日本公証人連合会の遺言検索システムに登録されるので相続人による検索が容易にできる。

⑥出張による遺言作成が可能デメリット

①作成手数料が必要

遺言公正証書の作成

- ・遺言内容の確定

まず、遺言者において、遺言する内容を決めた上、手続に必要な書類を揃え、公証役場に受付を予約する。受付の際は、遺言と必要な書類があれば良いので、本人でなくてもいい。

・遺言内容と必要書類を持参して受付。

・準備期間書面を作成。依頼があれば証人を手配

- ・遺言書作成手続

当日遺言者と証人2名が公証役場に出頭公証人による意思確認+署名・押印で手続終了原本は公証役場で保管、正本・謄本を遺言者に交付。手続に必要な書類（遺言の内容によって違ってくるが、一般的には以下の書類が必要）。

- ・遺言者の印鑑登録証明書（3か月以内のもの）本人確認のため。代理人による遺言は不可。

- ・財産を相続する人の氏名、生年月日、遺言者との続柄がわかる書類遺言者の改製原戸籍謄本、相続する人の戸籍謄本等。

- ・財産の遺贈を受ける人の氏名、生年月日、住所がわかる書類受贈者の住民票、法人の場合は登記事項証明書等。

- ・相続財産に不動産が含まれている場合は、不動産の評価証明書（当該年度のもの）、又は固定資産税の納税通知書（評価額が記載されている部分）。

- ・特定の金融機関を相続又は遺贈する場合は、当該金融資産の名称等がわかるもの（預金通帳等）金融資産の総額を割合的に配分する場合は不要（この場合は金融資産の総額のみで可）。

- ・遺言者が公証役場に出頭できない場合は、公証人が遺言者のいる場所に出張することもできる。その場合は、遺言者の所在場所・名称がわかる資料（病院、施設等）。

- ・証人2名の住所、職業、氏名、生年月日を記載した書面遺言公正証書では証人2名に立ち会ってもらう必要がある。証人には、推定相続人、受遺者及びその配偶者並びに直系尊属はなれない。適當な方がいない場合、公証役場で手配することもできる。（1人当たり金5000円が必要、出張の場合は8000円）

その他

- ・予備的遺言

遺言者は、その有する財産を、遺言者の長男・甲に相続させる。甲が遺言者の死亡前に又は遺言者と同時に死亡したときは、甲に相続させるとした財産全部を遺言者の孫・乙（甲の長男）に相続させる。

- ・付言事項

遺言としての効力はないが、遺言者が遺言した動機、葬儀や納骨、ペットの飼育に関する希望、財産配分の理由、遺族等に対する気持ち等を率直な言葉で記載することができる。

遺言公正証書の作成手数料

人は、事前に紛争を予防するという予防司法の役割を負っている。

- ・約500人（公証役場約300か所）

- ・愛知県

11か所（葵町（8人）、熱田（3人）、名古屋駅前（4人）、春日井、一宮（2人）、半田、岡崎（2人）、豊田、豊橋（2人）、西尾、新城。合計26人）

公証事務

- ・公正証書の作成

公証人がその権限において作成する公文書金銭債務についての公正証書は、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されている場合は、執行力（債務不履行の場合、裁判所に訴えることなく直ちに強制執行をすることができる効力）を有する。

- ・認証の付与

私署証書（作成者の署名又は記名押印のある私文書）について、文書が作成名義人の意思に基づいて作成されたことを公証人が署名するもの株式会社や弁護士法人などの「定款」については、公証人の認証が法定要件外国において行使する文書には、公証人の認証を要するのが通常

- ・確定日付の付与

私署証書（作成者の署名又は記名押印のある私文書）に公証人が確定日付印を押捺して、その日にその文書が存在したことを証明するもの

遺言がないときどうなるか。

- ・法定相続

遺言がないときは、民法が相続人の相続分を定めているので、これに従って遺産を分けることになる。

- ・遺言がないときは遺産分割協議が必要

民法は、例えば、「子及び配偶者が相続人であるときは、この相続分及び配偶者の相続分は、各2分の1とする」というように、抽象的に相続分の割合を定めているだけなので、遺産の帰属を具体的に決めるためには、相続人全員で遺産分割の協議をする必要がある。しかし、誰でも、少しでも多く、少しでも良いものを取りたいというのが人情なので、協議をまとめるのは、必ずしも容易なことではない。協議がまとまらない場合には、家庭裁判所で、調停又は審判で解決してもらうことになるが、これも、争いが深刻化して、解決が困難になる事例が後を絶たない。それに対して、遺言で、例えば、妻には自宅と〇万円、長男にはマンション

と〇万円、二男には別の土地と△万円、長女には貴金属類と△万円といったように具体的に決めておけば、争いを未然に防ぐことができる。

- ・遺言による公平な遺産相続の実現

法定相続に関する規定は、一般的な家族関係を想定して設けられているので、これをそれぞれの具体的な家族関係に当てはめると、相続人間の実質的な公平が図れないという場合も少なくない。例えば、法定相続では、子は、皆等しく平等の相続分を有しているが、子供の頃から遺言者と一緒にになって家業を助け、苦労や困難を共にして頑張ってきた子と、そうではなく余り家に寄りつかない子とでは、それなりの差を設けないとかえって、不公平ということもできる。すなわち、遺言者が、自分の家族関係をよく頭に入れて、その家族状況に合った相続の仕方を遺言できちんと決めておくことは、後に残された者にとって、とても有り難いことであり、必要なことでもあるといえる。

法定相続

- ・相続人

第一順位：子（代襲、再代襲相続あり）第二順位：直系尊属 第三順位：兄弟姉妹（甥姪まで代襲相続あり）

- ・法定相続分配配偶者と子が相続人 配偶者2分の1、子2分の1（複数名の場合は均等割）配偶者と親 配偶者3分の2、親3分の1（両親いれば均等割）

配偶者と兄弟姉妹 配偶者4分の3、兄弟姉妹4分の1（複数名の場合は均等割）

- ・相続人が複数いるときは共同相続となり、相続人全員による遺産分割協議が必要権利意識、平等意識の向上、周辺者の介入等の事情⇒協議に長期間を要し、まとまりにくいくこともある。

遺言相続

- ・遺言があれば、原則、遺言が優先（ただし遺留分侵害額請求）。遺産をめぐる紛争を未然に防止するため、遺留分を考慮しつつ、遺言により、各相続人の遺産の取り分や分配方法を具体的に決めておくのがよい。遺言は要式行為（遺言の方法等が法律で厳格に規定されており、法律の要件に従って作成しないと無効となる）⇒リモートによる遺言作成は不可。

- ・遺留分（相続人に法律上保護された一定の割合の相続財産）子のみが相続人の場合 相続財産の2分の1 配偶者と子が相続人の場合 子は4分の1（均等割）、配偶者は4分の

1配偶者と直系尊属が相続人 配偶者は6分の2、直系尊属は6分の1（2人なら等分）直系尊属のみが相続人の場合3分の1

- ・相続開始前における遺留分の放棄

裁判所の許可を受けたときに限り有効相続の事前放棄はできない。

遺留分侵害額請求

- ・遺留分権利者は、受遺者又は受贈者に対して、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができる。

被相続人（遺言者）の相続開始時に有した財産の価額（不動産は時価で評価）に相続開始前の10年間に相続人に対する生計の資本としての贈与を加算し、相続債務額を控除した財産が遺留分を算定するための財産の価額となる。⇒遺言時に遺留分の基礎となる財産の正確な算定は困難。なお、相続の開始及び遺留分を侵害する贈与又は遺贈があったことを知った時から1年間行使しないと時効により消滅。相続開始の時から10年経過したときも同様。

遺言の必要性が特に高い場合

- ・夫婦の間に子供がない場合

子供のいない夫婦のうち夫が死亡した場合、その両親が既に亡くなっているときは、法定相続となると、夫の財産は、妻が4分の3、夫の兄弟が4分の1の各割合で分けることになる。しかし、長年連れ添った妻に全財産を相続させたいと思う方も多い。そうするためには、遺言をしておくことが必要であり、兄弟には遺留分がないので、遺言さえしておけば、全財産を愛する妻に残すことができる。

- ・再婚をし、先妻の子と後妻がいる場合

先妻の子と後妻との間では、感情的に対立することが多いので、遺産争いが起こる確率が高いといえる。争いの発生を防ぐため、遺言できちんと定めておく必要性が特に強い。

- ・長男の嫁に財産を分けてやりたい場合長男の死亡後、その妻が亡父の親の世話をしているような場合には、その嫁にも財産を残してあげたいと思うことが多いと思うが、嫁は、相続人ではない。民法の改正によって特別の寄与の制度が認められるようになったが、その制度に基づく場合には、お嫁さんが相続人に對し、寄与に応じた額の金銭の支払を請求し、当事者間に協議が調わないときなどには、家庭裁判所に協議に代わる処分を請求する手続をしなければならない（民法1050条）。そのような迂遠な手続をしなくても、お嫁さんに遺贈する旨の遺言をすることによって、

財産を分けることができる。

遺言の必要性が特に高い場合

- ・内縁の妻の場合

長年、夫婦として連れ添ってきても、婚姻届を出していない場合には、いわゆる内縁の夫婦となり、内縁の妻に相続権はない。したがって、内縁の妻に財産を残してあげたい場合には、必ず遺言をしておかなければならない。

- ・家業等を継続させたい場合

個人で事業を経営していたり、農業を営んでいたりする場合などは、その事業等の財産的基礎を複数の相続人に分割してしまうと、上記事業等の継続が困難となる。このような事態を招くことを避け、家業等を特定の者に承継させたい場合には、きちんとその旨の遺言をしておかなければならない。

- ・家族関係に応じた適切な財産承継をさせたい場合

①特定の財産を特定の相続人に承継させたいとき（例えば、不動産を相続人の共有にすると、将来、処分する際に、共有者の協議を要することになる。）、②身体の障害のある子に多く相続させたいとき、③老後の面倒を見てくれた子に多く相続させたいとき、④可愛くてたまらない孫に財産を残したいときなどのように、遺言者のそれぞれの家族関係の状況に応じて、財産承継をさせたい場合には、遺言をしておく必要がある。

- ・相続人が全くいない場合

相続人がいない場合には、特別な事情がない限り、遺産は、国庫に帰属することになる。したがって、このような場合に、①特別世話をした人にお礼として財産を譲りたいとき、②お寺や教会、社会福祉関係の団体、自然保護団体、又はご自分が有意義と感じる各種の研究機関等に寄付したいときなどは、その旨の遺言をしておく必要がある。

遺言

- ・遺言による相続争いの防止

世の中では、遺言がないために、相続をめぐり、親族間で争いの起こることが少なくない。しかし、今まで仲の良かった者が、相続をめぐって骨肉の争いを起こすことほど、悲しいことはない。遺言は、上記のような悲劇を防止するため、遺言者自らが、自分の残した財産の帰属を決め、相続をめぐる争いを防止しようとするに主たる目的がある。遺言とは、自分が生涯をかけて築き、かつ、守ってきた大切な財産を、最も有効・有意義に活用してもらうため

・相続又は遺贈を受ける財産の価格にスライドして手数料が決まる。

- ・上記は、相続又は遺贈を受ける人ごとに計算する。
- ・遺産の総額が1億円以下の場合は金1万1000円を加算。
- ・公正証書原本の枚数が4枚を超える場合は、超える1枚ごとに金250円を加算。
- ・出張の場合は、病床加算、日当を加算。
- ・手数料算定は、主位的遺言のみで行い、予備的遺言での加算はない。

具体例

- ・不動産の評価額が5000万円、預貯金の総額が3000万円の場合

①全財産を妻に相続させる場合：妻・8000万円 金4万3000円

遺産総額が1億円以下 金1万1000円

公正証書枚数が4枚 金2000円

合計金5万6000円

- ②不動産を長男、預貯金全てを妻に相続させる場合

妻 金3000万円 金2万3000円

長男 金5000万円 金2万9000円

遺産総額が1億円以下 金1万1000円

公正証書枚数が5枚 金2750円

合計金6万5750円

- ・不動産の評価額が1億5000万円、預貯金の総額が1億2000万円の場合

- ①全財産を妻に相続させる場合

妻 金2億7000万円 金9万5000円

公正証書枚数が4枚 金2000円

合計金9万7000円

- ①不動産を長男、預貯金全てを全部妻に相続させる場合

妻 金1億2000万円 金5万6000円

長男 金1億5000万円 金5万6000円

公正証書枚数が5枚 金2750円

合計金11万4750円



親睦活動委員会

6月の誕生日のみなさん			
会員	誕生日	夫人	誕生日
中島 英之	S40.6.26	後藤美智子	6. 1 (袈裟美)
加藤 徹	S41.6.14		
		古川香代子	6.20
		船原 里子	6.22
		田中 裕子	6.13
		大西 恵子	6.28
		稻垣美由紀	6. 2

敬称略

祝えや いざ 君のバースデー

いついつまでも 健やかなれ

委員会報告

「海部地区心身障害児者保護者会連合会」支援事業

社会奉仕委員長 児玉憲之君



「海部地区心身障害児者保護者会連合会」様へ支援金を授与してまいりましたのでご報告させていただきます。.

今年度は、5月27日（金）10:00より、あま市美和文化会館での「海部地区心身障害児者保護者会連合会」総会の式典の中で行いました（会場は各市町村の持ち回りで毎年開催場所が異なります）。

四名の愛知県会議員（浜田、横井、石塚、朝日）を代表して横井五六愛知県会議員が祝辞され、続いて3市2町1村（愛西、弥富、あま、大治、蟹江、飛島）各首長を代表して村上浩司あま市長の祝辞のあと、あまロータリークラブ家田会長より「海部地区心身障害児保護者会連合会」の浅

井清美会長へ助成金が手渡されました。続いて、浅井会長から家田会長へ感謝状が手渡されました。海部地区心身障害児保護者会連合会の多くの会員から大きな拍手をいただき、無事に助成金を渡す事ができました。家田会長、横井副委員長、谷口次年度委員長、大変お疲れ様でした。



第35回津島・あまRC合同ゴルフ大会 2022年5月19日 桑名CC

Rank	NAME	OUT	IN	GROS	H'C	NET
優勝	西川広樹	47	48	95	24.0	71.0
3位	黒川元則	41	39	80	7.2	72.8
4位	後藤裕一	51	48	99	25.2	73.8
6位	中澤浩一	38	40	78	3.6	74.4
8位	東海広光	43	45	88	13.2	74.8
9位	板津和博	46	48	94	19.2	74.8
11位	伊藤正征	45	49	94	18.0	76.0
12位	北野庸夫	52	47	99	22.8	76.2
14位	武井 正	43	43	86	9.6	76.4
16位	高山 敏	57	50	107	30.0	77.0
19位	栗木和夫	54	48	102	24.0	78.0
20位	武藤正俊	44	40	84	6.0	78.0
21位	竹田竜一郎	51	50	101	22.8	78.2
23位	伊藤英毅	55	57	112	32.4	79.6
24位	古川 宏	50	55	105	24.0	81.0
27位	稻垣秀樹	61	56	117	33.6	83.4
28位	臼井幹裕	61	51	112	27.6	84.4
33位	家田安啓	59	61	120	27.6	92.4
34位	神戸 剛	64	65	129	36.0	93.0



「米山梅吉翁の合同墓参」

関東にある4学友会会长と学友が4月23日、今米山梅吉翁の墓参のため、横浜市鶴見区の総持寺を訪れました。この合同墓参は2018年に第2580地区（東京都・沖縄県）と第2590地区（神奈川県横浜市・川崎市）が始めたもので、その後、コロナ禍のため中断。今年再開するにあたって近隣地区にも声を掛け、上記2学友会の会長・学友・奨学生に加えて、第2750地区（東京都）・第2780地区（横浜市・川崎市を除く神奈川県）の各学友会会长、第2590地区米山委員2人の計15人が参加し、墓所の清掃と供花、総持寺内の見学をしました。今回は初めて4学友会の会長が揃って梅吉翁の墓参をしたということで、それぞれがこの奨学事業の始まりに思いをはせ、後の学友会を活発にしたいという気持ちを新たにした様子でした。



ハイライトよねやま Vol.266より

